

# 立川市工事・維持管理業務一体発注方式試行実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、立川市の発注する工事において、工事及び維持管理業務を一括して、同一の請負人に発注する方式（以下「工事・維持管理業務一体発注方式」という。）の入札を実施するに当たり、立川市条件付き一般競争入札実施基準（平成17年8月1日財務部長決定）等の特例として、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 工事・維持管理業務一体発注方式の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、工事目的物の全部又は一部が、施工後の維持管理業務、修繕等において、技術的な要件から随意契約として実施せざるを得ない案件を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）昇降機設備（エレベータ・エスカレータ）

（2）前号のほか、政策財務部長が特に必要があると認めたもの。

## (発注予定の公表)

第3条 契約課長は、工事発注予定の公表において、工事・維持管理一体発注方式であることを発注予定案件に示すものとする。

## (入札参加資格)

第4条 対象工事にかかる競争入札に参加できる者は、公告に記載する工事及び維持管理業務に係る入札参加資格を有するものとし、単体での参加のほか、2者での参加も可とする。

## (入札書の提出)

第5条 入札書は、公告に記載する方法で提出するものとし、工事及び維持管理業務を合計した入札価格に併せて、工事に係る入札内訳価格及び維持管理業務に係る入札内訳価格を提出するものとする。

## (落札候補者の決定)

第6条 落札候補者は、条件付き一般競争入札により、工事及び維持管理業務を合計した入札価格が最低の入札をした者とする。ただし、工事及び維持管理業務の入札内訳金額が、それぞれの予定価格の範囲内であるものとし、工事については、変動型最低制限価格を設定するものとする。

## (契約)

第7条 契約課長は、工事及び維持管理業務の入札内訳価格に基づき、工事請負契約及び維持管理業務契約をそれぞれ締結するものとする。

## (協定書)

第8条 契約書に定めるもののほか、工事・維持管理業務一体発注方式の契約の履行に関し必要な事項は、別途協定書を取り交わし定めることとする（発注者及び受注者（工事請負事業者及び維持管理業務委託請負者）の2者（又は3者）協定とする。）。

## (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、工事・維持管理業務一体発注方式の入札に関し必要な事項は、契約課長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。